

四国中央市移住支援金交付要綱

令和5年3月30日

告示第57号

(目的)

第1条 この告示は、愛媛県と共同して行う愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業において、東京圏から市に移住した者に対し、予算の範囲内で四国中央市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することにより、市への移住及び定住を促進し、もって中小企業等における人手不足の解消に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

(2) 条件不利地域 次に掲げるいずれかの地域を含む市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を除く。）の地域をいう。

ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村である地域

ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域

オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域

(3) マッチングサイト 愛媛県が求人情報を掲載するため開設し、及び運営するインターネットサイトをいう。

(交付対象者)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第4号までの要件のいずれかに該当する者とする。この場合において、世帯の申請をする者は、第5号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件として、次に掲げるアからウまでに該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。この場合において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等に就職した者については、通学を当該通勤とみなすことができる。

(ア) 市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していたこと又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）していたこと。

- (イ) 市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住していたこと又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤していたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。
- イ 移住先に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - (ア) 移住支援事業の詳細が公表された日以降に市に転入したこと。
 - (イ) 移住支援金の申請時において、転入後3月以上1年以内であること。
 - (ウ) 移住支援金の申請の日から5年以上、継続して市内に居住する意思を有していること。
- ウ その他の要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (イ) 日本人又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。
 - (ウ) その他市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 就業に関する要件として、次に掲げるア又はイのいずれかに該当すること。
 - ア 一般就業に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - (ア) 勤務地が今治市、新居浜市、西条市又は四国中央市のいずれかに所在すること。
 - (イ) 就業先が愛媛県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
 - (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の申請時において連続して3月以上在職していること。
 - (オ) (イ)の求人に応募した日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - (カ) 移住支援金の申請の日から5年以上就業先において継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - イ 専門人材に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - (ア) プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業したこと。
 - (イ) 勤務地が今治市、新居浜市、西条市又は四国中央市のいずれかに所在すること。
 - (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の申請時において連続して3月以上在職していること。
 - (エ) 移住支援金の申請の日から5年以上、就業先において継続して勤務する意思を有していること。
 - (オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である

こと。

(カ) 目的を達成した後に解散することを前提とした事業への参加等離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 所属する企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ地方創生テレワーク型）を活用した取組の中で、所属する企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 起業に関する要件として、移住支援金の申請日以前1年以内に、愛媛県が愛媛グローバルビジネス創出支援事業実施要領に従い実施する起業支援金支給業務に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(5) 世帯に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援事業の詳細が公表された日以降に市に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、交付申請時において転入後3年以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（移住支援金の額）

第4条 移住支援金の額は、単身の世帯にあつては60万円、2人以上の世帯にあつては100万円（申請日の属する年度の4月1日において満18歳未満の世帯員（申請日が属する年度の4月2日が満18歳に達する日である者を含む。）を帯同して移住する場合にあつては、100万円に当該18歳未満の者1人につき100万円（加算の対象は、2人を上限とする。）を加算した額）とする。

（交付申請）

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 本人確認書類の写し

(2) 就業証明書（様式第2号又は様式第3号）

(3) 第3条に規定する交付対象者の要件に該当することを証する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは移住支援金交付決定通知書（様式第4号）により、交付することが適当ではないと認めるときは移住支援金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(移住支援金の請求)

第7条 前条の規定により移住支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、移住支援金請求書（様式第6号）により市長に請求しなければならない。

(移住支援金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求があったときは、移住支援金を交付するものとする。

(再交付の申請)

第9条 交付決定者は、紛失等の理由により移住支援金交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付申請書（様式第7号）により市長に申請しなければならない。

(再交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、四国中央市移住支援金交付決定通知書（再交付）（様式第8号）を当該申請者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第11条 市長は、移住交付金の交付について、必要があると認めるときは、交付決定者、関係機関等に対し、報告及び立入調査への協力を求めることができる。

(移住支援金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、移住支援金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請等をした場合

(2) 移住支援金の申請日から5年以内に移住支援金を受給した市外に転出した場合

(3) 第3条第2号に該当する者が、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

2 前項の規定により返還を求める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次のいずれかに該当する場合 移住支援金の全額

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市外に転出した場合

ウ 第3条第2号に該当する者が、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 移住支援金の交付を申請した日から3年以上5年以内に市外に転出した場合
移住支援金の半額

(その他)

第13条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。